

**森林組合制度の課題と方向性について
(参考資料)**

令和元年11月
林野庁

森林組合法の沿革

- ❑ 森林組合制度は、民有林における森林資源の開発や培養を進めるため、森林所有者が森林施業等の事業を協同で行うための団体組織として、明治40年、森林法の中に創設。
- ❑ その後、昭和26年に協同組合原則に則った森林所有者のための協同組織として位置付けられ、さらに昭和53年に森林法から分離され、森林組合法が制定。

① 明治40年森林法改正

当時の木材需要の急増を背景に、人工林造成など積極的な山林利用の促進のため、森林施業等を協同で行う団体組織として「**森林組合**」の制度を創設。設立は任意であるものの、組合が設立されると地区内の組合員資格を有する者全員の強制加入が原則。

② 昭和14年森林法改正

戦時体制下における膨大な木材需要に対応するため、森林組合を計画的な施業の実施機関として位置付け。森林組合の範囲を市町村単位に拡大するとともに、任意設立・強制加入から強制設立・強制加入制に変更。また、森林組合連合会制度を創設。

③ 昭和26年森林法改正

森林組合を森林所有者の協同組織として位置付け、「森林施業の合理化と森林生産力の増進」及び「森林所有者の経済的社会的地位の向上」をその目的とした。組織・運営方法についても、加入・脱退の自由や任意設立等、協同組合原則に則ったものに改められた。また、森林組合は、施設組合と生産組合に分けられた。

④ 昭和49年森林法改正

従来第二義的とされていた「森林所有者の経済的社会的地位の向上」が「森林施業の合理化及び森林生産力の増進」と並ぶ第一義的な目的に引き上げられ、森林所有者の協同組織としての人的側面をさらに強調。

⑤ 昭和53年森林組合法制定

森林組合に期待される広範な役割への制度的対応を図るため、森林組合制度を森林法から分離独立し、**単独の根拠法として森林組合法を制定**。森林組合と生産森林組合の制度的分離、連合会による監査業務や森林組合監査士制度の新設等が措置された。

⑥ 昭和62年改正

森林組合の機能の充実と組織の強化のため、(1)事業範囲の拡大等（資金貸付事業や購買事業の拡大等）、(2)信託事業の改善、(3)共同施業規程制度の創設、(4)准組合員資格の拡大、(5)総代会の権限強化、(6)森林組合連合会の施業又は経営の受託の事業の創設等が措置された。

⑦ 平成9年改正

森林組合の規模の拡大や事業の多角化のため、(1)事業範囲の拡大（加工販売事業や共同利用施設事業の拡大）、(2)指定森林組合制度の創設（H17改正時に廃止）、(3)執行体制の整備等（理事会の設置、理事に関する規定の整備、監査機能の拡充等（商法規定の大幅な準用））、(4)森林組合連合会から森林組合への権利義務の承継等が措置された。

⑧ 平成17年改正

森林組合の機能と組織基盤の強化のため、(1)事業範囲の拡充（教育機能増進事業の追加）、(2)員外利用制限の緩和（森林施業、木質バイオマス事業及び教育・情報提供事業）、(3)森林の一体的な整備のための販売事業等の員外利用制限の特例、(4)准組合員資格の拡充、(5)解散・合併手続きの簡素化、(6)事業別損益を明らかにした書面等の作成等、(7)子会社等に対する行政庁の報告徴収・検査権限の付与等が措置された。

⑨ 平成28年改正

森林組合等による森林施業の集約化を促進するため、(1)森林経営事業の見直し（林業を行う組合員の利益の増進を期するための実施を可能とするとともに、一定規模の出資組合では総会の特別議決による実施を可能とする等）、(2)森林組合連合会の事業の見直し（森林経営信託、森林経営事業の実施を可能とする、一体整備森林の員外利用特例への追加）、(3)信託規定等の変更手続の簡素化、(4)理事の自己契約等に係る手続の整備、(5)生産森林組合の事業等の見直し等が措置された。

森林経営管理法36条に基づく民間事業者の公募・公表の進捗状況

○公募・公表の進捗状況

進捗状況	都道府県
「審査基準公表→公募開始→公表」済	28
「審査基準公表→公募開始」済	10
審査基準公表済	1
審査基準準備中	8

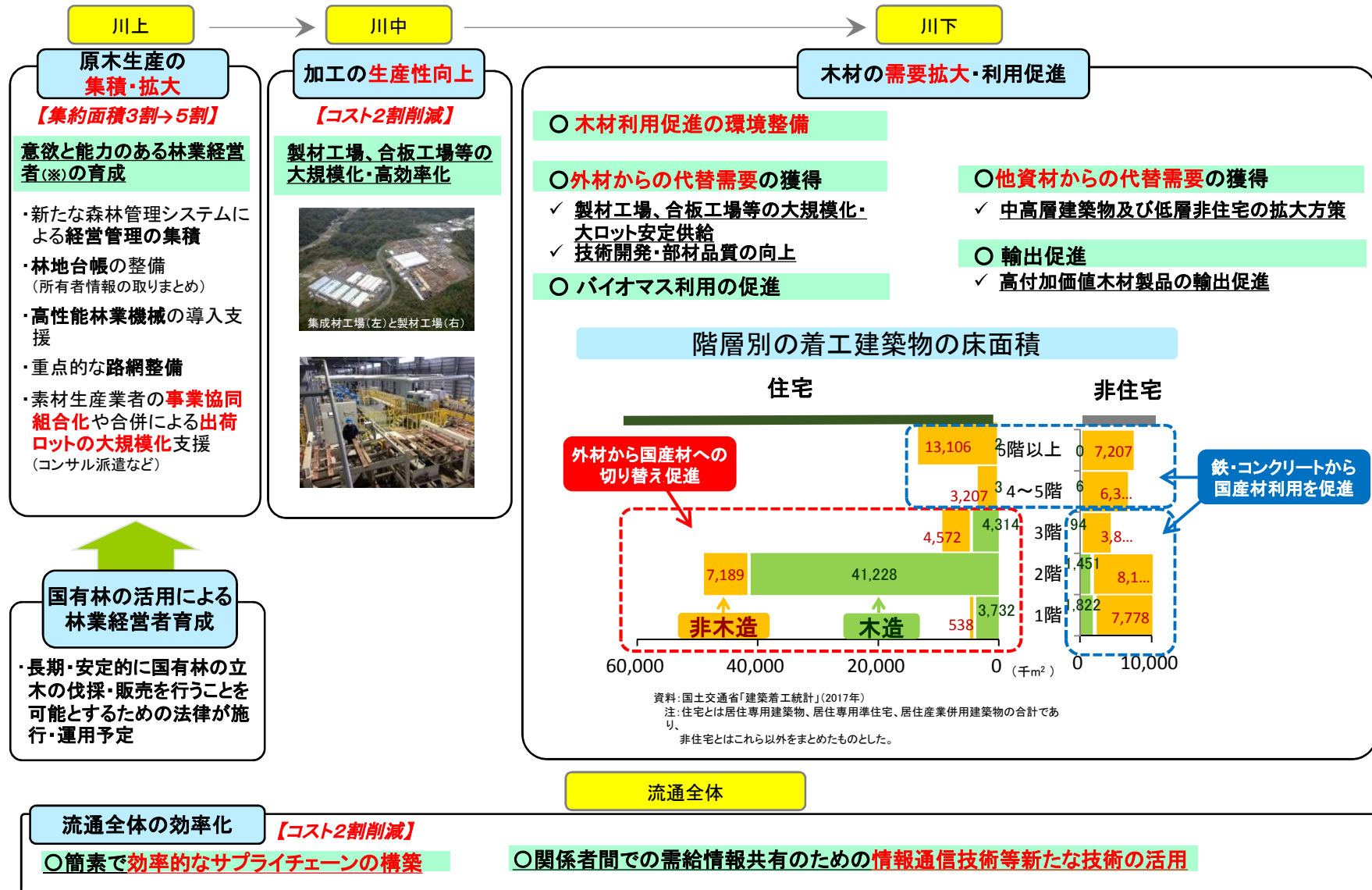
(令和元年11月1日現在)

○都道府県別の公表事業体数

都道府県	公表事業体数	うち 森林組合 (森林組合連合会)	都道府県内の
			森林組合数
北海道	38	6	79
青森県	15	2	12
岩手県	81	18(1)	18
宮城県	13	6	16
秋田県	79	12(1)	12
福島県	55	13	17
茨城県	25	7(1)	8
群馬県	34	13	15
埼玉県	7	3	3
富山県	10	4	4
石川県	17	4	4
岐阜県	25	13(1)	20
静岡県	28	15	20
愛知県	5	1	6
三重県	10	5	10
滋賀県	3	1	8
京都府	6	2	20
兵庫県	26	12(1)	17
鳥取県	19	8	8
島根県	34	13	13
岡山県	16	8	11
広島県	23	15(1)	15
山口県	12	7	7
高知県	42	19	23
福岡県	9	3	9
熊本県	16	8	15
大分県	36	11	13
宮崎県	55	8	8
計 (28道府県)	739	237(6)	411(28)

(令和元年11月1日現在)

成長産業化に向けた改革の方向性

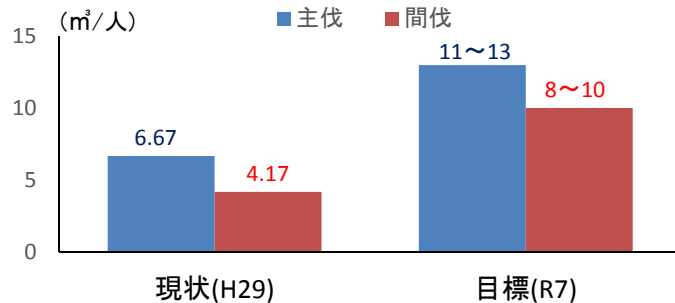


※意欲と能力のある林業経営者とは、高い生産性・収益性を有し、主伐後の再生林を適切に行うなど生産活動の継続性を有する者(森林組合、素材生産業者、自伐林家等)

林業の担い手の確保・育成について

- 林業の生産性は向上しつつも低位であり、施業集約化や低コストで効率的な作業システムの普及・定着等が課題。
- また、①労働災害発生率は依然として高い状況にあり、労働安全対策のさらなる推進、②森林の集積・集約化を担う森林施業プランナー等の引き続きの育成、③林業従事者の技能検定制度の構築に向けた取組の推進が必要。

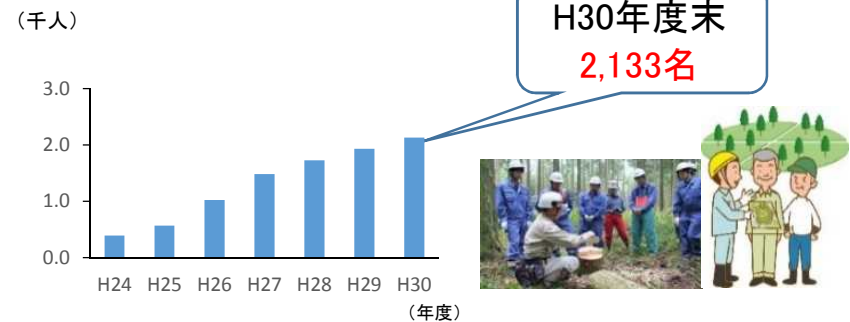
林業における生産性の状況



資料: 林野庁業務資料
注: 主伐、間伐いずれも全樹種の平均である。

森林施業プランナーの認定状況

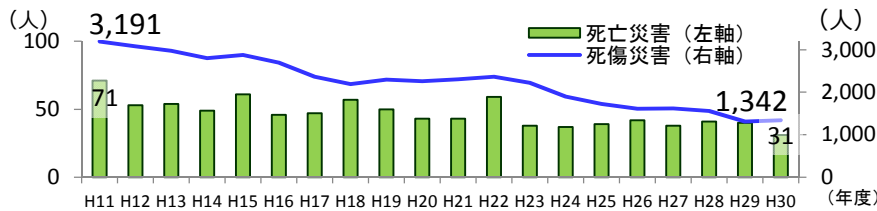
- ・ 森林施業プランナー認定制度開始 (H24年度) 以降、毎年300名程度増加しており、成長産業化を図る人材として森林施業プランナー等の引き続きの育成が必要



林業災害の発生状況

- ・ 林業の労働災害発生件数は長期的に減少傾向しているものの、林業労働災害発生率は全産業の約10倍と依然として高く、労働安全対策のさらなる推進が必要

林業災害発生件数



林業災害発生率 (死傷者年千人率)

(H30) 林業 22.4
全産業 2.3
約10倍

技能検定制度の検討をめぐる状況

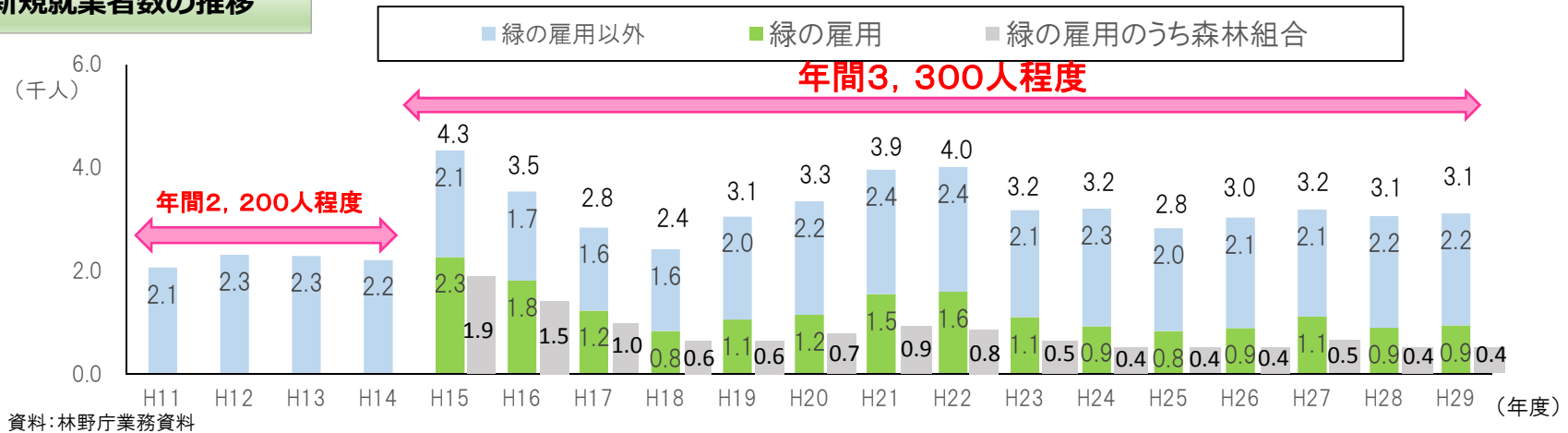
- ・ 外国人材の受け入れも念頭に、林業関係団体が、林業従事者の技能検定制度の構築に向けて「林業技能向上センター」を設立 (本年4月5日) するなどの動きもあり、技能検定制度の構築に向けた取組の推進が必要



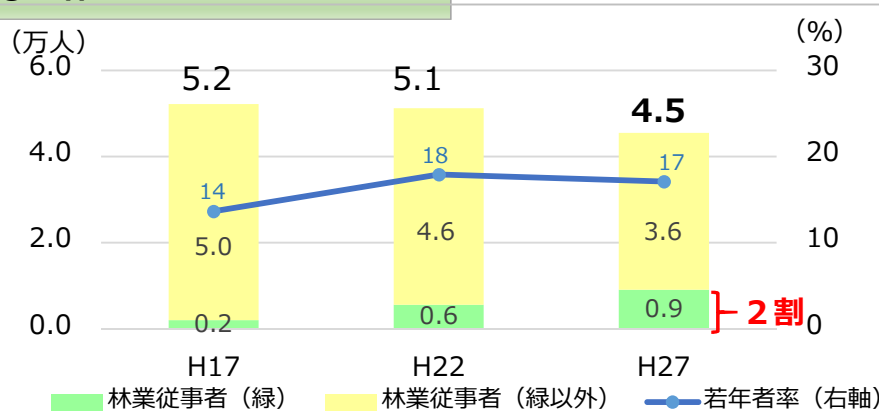
「緑の雇用」事業の成果

- 新規就業者は事業開始前に年間2,200人程度であったが、事業開始後は年間3,300人程度に増加し、若年者率の向上、平均年齢の若返りにも貢献。
- また、林業従事者数約4.5万人のうち約2割が「緑の雇用」事業による修了生となっており、林業従事者数の維持にも貢献。
- 森林組合は、近年では「緑の雇用」事業による新規就業者の約半数を受け入れているところ。

○ 新規就業者数の推移



○ 林業従事者数と若年者率



○ 林業従事者の平均年齢

	H17	H22	H27
「緑の雇用」	39.7	38.9	40.2
「緑の雇用」を除く	55.0	53.7	55.5
合計値	54.4	52.1	52.4

平均年齢の若返り

資料: 総務省「国勢調査」、林野庁業務資料